

## 国勢調査 2015

ご理解とご協力をお願いします!

# 9月上旬から調査員が担当地区を巡回します!



国勢調査の調査員が、自分の受け持ち調査区を確認するため、9月上旬から担当地区を巡回することがあります。皆さんの調査へのご理解とご協力をお願いします。なお、調査のための用紙配布は、9月10日(木)から開始します。

### 【国勢調査を装った“かたり調査”にご注意を!】

調査員は、平成27年「国勢調査」の国勢調査員であることを証明する「国勢調査員証」を携行しています。調査上、調査員が金品等を要求することはありませんので、国勢調査員を名乗っての不審と思われる訪問や電話、電子メールなどがあつたと

きは、総務課へお問い合わせください。

### 【問い合わせ】

▽総務課統計・IT管理担当(☎282-1711 内線1316)

▽国勢調査コールセンター(☎0570-07-2015、IP電話☎03-4330-2015)※設置期間は10月31日(土)までとなります。

▽国勢調査に関する詳しいお知らせは、村公式ホームページまたは総務省統計局が運営するウェブサイト(<http://www.stat.go.jp>)でもご覧いただけます。



## マイナンバー通知カードを住所地で受け取ることができない方へ

10月以降、住民票の住所地にご自身のマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。やむを得ない理由により住民票の住所地で「通知カード」を受け取ることができない方は、「居所情報登録申請書」を住民票のある住所地の市区町村に持参または郵送することで、居所で「通知カード」を受け取ることができます。

### 【申請が必要な方】

- ▽東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方
- ▽DV・ストーカー行為・児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている方
- ▽一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所している方

### 【申し込み・問い合わせ】

「居所情報登録申請書」(最寄りの市区町村、総務省ホームページで入手可)に必要な事項を記入の上、本人確認書類(運転免許証等)と居所に居住していることを証する書類(ガス・水道の領収書等)を添えて、9月25日(金)(必着)までに、持参または郵送で、住民課住民担当(☎282-1711 内線1125)へ提出してください。



マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」

## 「東海村農業振興計画(案)」へ ご意見等をお寄せください!

村では、東海村における農業の将来を見据えた基本的な指針を示すために「東海村農業振興計画」の策定を進めています。この計画(案)について、皆さんのご意見等をお寄せください。



**公表場所**▼①農業政策課(役場行政棟2階) ②各コミュニティセンター ③村公式ホームページ  
**提出方法**▼任意の様式に▽案件名「東海村農業振興計画(案)」▽住所▽氏名▽連絡先(電話番号またはファクシミリ番号等)を記入の上、9月14日(月)までに、持参(土・日曜日を除く)・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかで、農業政策課農業振興・農地保全担当(〒319-1192 東海3-7-1 FAX282-2145 ☒nousei@vill.tokai.ibaraki.jp)へ提出してください。

**その他**▼▽必要事項の記入がないものは受け付けできません。▽内容について個別に確認させていただく場合があります。▽個々の意見等について、個別に回答はしません。▽提出されたご意見等は、「東海村農業振興計画(案)」の策定作業の参考とするとともに、匿名での公表を予定しています。

**問い合わせ**▼農業政策課農業振興・農地保全担当(☎282-1711 内線1221)